
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2015/9/29号 (No. 210)

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

ジェットロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。
本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）
※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

ジェットロ北京事務所知的財産権部

E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

2. 改正「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の公布

8月29日、改正「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」が公布され、10月1日から施行されます。
改正「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」は、下記URLから入手可能です。

中国語原文 http://www.most.gov.cn/yw/201508/t20150831_121410.htm

日本語仮訳

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20151001_jp.pdf

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国務院、「専利代理条例」立法作業の年内完成目指す(国家知識産権戦略網 2015年9月8日)
2. 国家版權局、改正「著作権行政処罰実施弁法」で意見募集(国務院法制弁公室公式サイト 2015年9月8日)
3. 「中華全国専利代理人非執業会員管理弁法」、9月1日より試行(国家知識産権網 2015年9月2日)
4. 中国映画産業促進法の草案が通過、知財権保護を強化(中国知識産権資訊網 2015年9月2日)
5. 貴州省科技厅、「専利行政法執行協作制度」を発布(国家知識産権網 2015年9月15日)

○ 中央政府の動き

1. 国家工商総局張茅局長、駐中国イタリア大使と会談(工商総局公式サイト 2015年9月2日)

2. 政府が知財担保融資の普及後押し、知的財産権保護を強化(中国知識産権资讯网 2015年9月1日)
3. 申長雨局長、ロシア特許庁次長・モンゴル知的財産権庁長官とそれぞれ会談(国家知識産権網 2015年8月28日)
4. 国家知識産権局とオーストラリア知的財産庁、協力覚書を更新(中国知識産権资讯网 2015年8月28日)
5. 国家知識産権局・申長雨局長とWIPO事務局長が会談(中国知識産権资讯网 2015年9月9日)
6. 国務院、「ビッグデータ発展促進行動要綱」を発表(中国知識産権资讯网 2015年9月7日)
7. 何志敏SIPO副局長、シェルグループ副社長と会談(国家知識産権網 2015年9月16日)
8. 申長雨SIPO局長、夏季ダボス知的財産権フォーラムで演説(国家知識産権網 2015年9月11日)
9. 林業「十三五計画」、知的財産権管理水準向上に重点を(国家知識産権網 2015年9月11日)

○ 地方政府の動き

1. 四川省知識産権局、零細企業イノベーション促進「7施策」を発表(国家知識産権網 2015年9月2日)
2. 湖北工商局、自動車市場特別取締行動の活動プランを発表(工商総局公式サイト 2015年8月27日)
3. 北京市と世界知的所有権機関、知的財産権協力覚書を締結(中国知識産権资讯网 2015年9月10日)
4. 広西知的財産権取引センター、正式運用開始(国家知識産権網 2015年9月8日)
5. 天津市知識産権局、電子商取引分野の知財保護「品質月間」を実施(国家知識産権網 2015年9月8日)
6. 特許情報伝播利用プロジェクトの中期検討会議が北京で開催(国家知識産権網 2015年9月16日)
7. 江蘇省の徐南平副省長とSIPO何志敏副局長が会談(国家知識産権網 2015年9月15日)
8. 広東省知識産権局、大学の知的財産権管理活動を促進(国家知識産権網 2015年9月11日)

○ 司法関連の動き

1. 上海知的財産権裁判所、各種類事件652件受理、1~6月(国家知識産権網 2015年8月26日)
2. 北京上海広州の知識産権法院、知的財産権事件4160件結審(中国知識産権资讯网 2015年9月10日)
3. 専利復審委員会と北京高裁、行政訴訟事件シンポジウムを開催(国家知識産権網 2015年9月11日)
4. 北京知識産権法院、受理件数の7割超が行政事件(最高人民法院公式サイト 2015年9月10日)
5. 上海知識産権法院、知的財産権事件1052件受理(最高人民法院公式サイト 2015年9月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 武漢市、違法経営者信用喪失「ブラックリスト」を公表(工商総局公式サイト 2015年9月2日)
2. 北京版權局、クラウドストレージ著作権侵害摘発の特別行動実施(中国知識産権资讯网 2015年8月31日)
3. 北京市、重点市場で権利侵害模倣品の集中検査を実施(中国打撃侵權工作網 2015年8月31日)
4. 9月に全国品質月間、権利侵害模倣品に摘発の重点を(国家知識産権網 2015年8月28日)
5. 「正規版本物」承諾推進計画研修クラスが江蘇揚州市で開催(国家知識産権網 2015年9月14日)

○ 統計関連

1. 意匠権評価請求書件数が1万件超、急増続く＝国家知識産権局(中国知識産権资讯网 2015年8月28日)

○ その他知財関連

1. 国家版權局と英国知的財産庁、著作権保護シンポジウムを共催(国家知識産権網 2015年9月2日)
2. 中国—カナダ、中国—シンガポール、PPH 施行期間を延長(国家知識産権網 2015年8月28日)
3. 新疆ウルムチ市で「2015年度マドリッド制度プロモーション」開催(工商総局公式サイト 2015年9月6日)
4. 成都税関、JETRO と知的財産権交流会を共催(中国打撃侵權工作網 2015年8月28日)
5. 中国、米国、カナダが多国間意匠データベース「DesignView」に参加(国家知識産権網 2015年9月16日)
6. 中国特許情報年会開催、申長兩局長が開幕式で演説(国家知識産権網 2015年9月16日)
7. 2015年知的財産権サービス標準化国際交流会が北京で開催(国家知識産権網 2015年9月9日)
8. IFRRO アジア太平洋地域委員会年会在北京で開催(国家版權局公式サイト 2015年9月7日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 國務院、「専利代理条例」立法作業の年内完成目指す★★★

國務院弁公庁はこのほど通達を出し、國務院の2015年度立法作業計画を公表した。

同計画によると、國務院の2015年度の立法作業は、中国共産党中央の「改革全面深化の若干重大問題に関する決定」、「法に基づく治国の全面推進の若干重大問題に関する決定」、國務院の「機構改革・職能轉換方案」に定められた任務を中心に、市場經濟制度の整備、民生の保障・改善、文化發展促進、生態環境保護、国家安全保障、政府機能改善などに関する立法プロジェクトを推進する。

立法プロジェクトは、「急務となるプロジェクト」、「年内完成を目指すプロジェクト」、「予備プロジェクト」、「研究プロジェクト」などの6種類に分けられる。国家知識産権局が担当する「専利代理条例」は「年内完成を目指すプロジェクト」、専利法改正は「予備プロジェクト」、職務發明条例は「研究プロジェクト」にそれぞれ定められている。

通達はまた、各地方と関連部門に対し、法的機関の整備と人材の育成・交流・活用を強化して、政府の立法活動を強力に後押しするよう求めた。

(出典：国家知識産権戰略網 2015年9月8日)

★★★2. 国家版權局、改正「著作権行政処罰実施弁法」で意見募集★★★

国家版權局は2003年に「著作権行政処罰実施弁法」を作成し、2009年に改正を行った。2010年以降、「著作権法」などの法律法規が改正されたことにより、同「弁法」は上位法に抵触しまたは実務に適さない問題が浮上した。このため、国家版權局は「著作権法」および関連行政法規に基づき、「著作権行政処罰実施弁法」（改正意見募集稿）を作成し、行政処罰の手続き、ネットサービス提供者の行政責任、ネット環境下の著作権法執行などの内容を改正した。9月30日まで一般向け意見募集を行う。

意見募集稿に関する意見は以下の方法で提出することができる。

▽中国政府法制情報網 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスしオンラインで提出

▽郵送 北京市宣武門外大街40号新聞出版広電総局(国家版權局) 政策法制司 郵便番号：100052

▽FAX：010-83138643

▽電子メール ncacfgs@126.com

(出典：國務院法制弁公室公式サイト 2015年9月8日)

★★★3. 「中華全国専利代理人非執業會員管理弁法」、9月1日より試行★★★

9月1日、中華全国専利代理人協会が発布した「中華全国専利代理人非執業会員管理弁法」が試行された。

同協会責任者によると、専利代理人（弁理士）と企業の知的財産権関係者間の交流、協力を強化し、それぞれの優位性を生かして国内企業の知的財産権競争力の向上を促すことを狙い、中華全国専利代理人協会がこの「管理弁法」を作成した。弁理士の仕事に従事していない有資格者（非執業会員）の入会要件、権利、義務などが定められている。協会は今後、一連のパイロット事業を実施して経験を積み重ね、関連制度のさらなる整備に努めることとしている。

中国では、知的財産権事業の急成長に伴い、知的財産権代理関連の仕事を選んだ人が増える一方である。弁理士有資格者が2万7000人を超え、弁理士として活躍している者が1万2000人に達する。

「非執業会員管理弁法」により、弁理士資格を取得したが、企業や大学、研究機関で知的財産権関連活動に携わる有資格者が非執業会員として協会に加入することが認められた。

（出典：国家知識産権網 2015年9月2日）

★★★4. 中国映画産業促進法の草案が通過、知財権保護を強化★★★

9月1日、李克強総理主宰で開催された国務院常務会議で、「中華人民共和国映画産業促進法」草案が採択された。会議では、同草案を全国人民代表大会常務委員会に提出すると決定した。

2011年、「映画産業促進法」の「意見募集用草案」が発表され、映画関連の知的財産権保護を強化し、映画産業の発展を全面的に支援する方針を明確にした。

意見募集稿は、いかなる組織又は個人も映画関連の知的財産権を侵害してはならないとしている。県クラス以上の地方人民政府の取締担当機関が法執行力を強化し、法律・行政・経済・技術等の手段を総合的に運用して監督管理を強化することで、知的財産権侵害行為を防止し、映画の不正取引や海賊版等の違法行為を厳しく取り締まり、映画関連の知的財産権保護のために、有力な措置を講じなければならない——といった内容が盛り込まれている。

（出典：中国知識産権資訊網 2015年9月2日）

★★★5. 貴州省科技厅、「専利行政法執行協作制度」を発布★★★

9月14日、貴州省科技厅（省知識産権局）は「貴州省専利行政法執行協作制度」を発布した。

専利（特許、実用新案、意匠）に関する法執行資源の統合、市場監視管理の強化、専利管理当局による法執行協力の推進、法執行業務の質・効率の向上を狙い、省科技厅が「貴州省専利条例」を踏まえてこの「法執行協作制度」を作成した。7章24条からなり、省・県による共同エンフォースメント、事件移送、法執行関連情報の共有、法執行業務への監視・督促などに関する内容が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2015年9月15日）

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家工商総局張茅局長、駐中国イタリア大使と会談★★★

8月31日、中国国家工商行政管理総局の張茅局長は北京で、イタリアのEttore Sequi駐中国大使と会談を行った。張局長は会談において、商標権保護活動は企業、消費者の合法的權益保護で重要な役割を果たしていると指摘し、イタリアの関連機関との意思疎通、協力を強化して、両国の経済・貿易交流を推進していきたいと表明した。

張局長はまた、Ettore Sequi大使に工商総局の職能、商事制度改革、商標登録管理制度などを紹介した。さらに、国家工商総局として商標関連の知的財産権保護活動を高く重視し、法に則って国内外企業の合法的權益を保護すると強調した。

Ettore Sequi大使は、工商総局による商標権保護の実績を評価した。また、今後の経験交流を強化し、専門家の相互派遣や地理的表示保護などの分野での協力を促進したいと語った。

（出典：工商総局公式サイト 2015年9月2日）

★★★2. 政府が知財担保融資の普及後押し、知的財産権保護を強化★★★

8月28日、国務院が「国内貿易流通の現代化建設を推進し、法治化ビジネス環境を構築することに関する意見」を発表し、中小企業が特許などの知的財産を担保にして金融機関から融資する仕組みの普及を後押し、知的財産権の保護を強化するなどの方針を明らかにした。

「意見」によれば、政府が「国家中小企業発展ファンド」を設立し、各分野の成長期にある中小企業の発展と革新を支援する。企業の融資モデルの革新を推進し、知的財産権を担保にした融資モデルの普及を後押しする。

「意見」はまた、知的財産権保護の強化を要求した。権利侵害・偽造品の生産販売を厳しく取締り、繰り返し侵害、悪意による侵害行為に対する処罰を強化する。知的財産権保護制度を整備し、合理的な権利保護支援メカニズムを構築し、知財権関連審査・審理期間の短縮に尽力するように求めた。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年9月1日)

★★★3. 申長雨局長、ロシア特許庁次長・モンゴル知的財産権庁長官とそれぞれ会談★★★

8月27日、国家知識産権局の申長雨局長は北京で、28日に開催される第3回中国・モンゴル・ロシア知的財産権シンポジウムに出席するため中国を訪れたロシア連邦特許庁のキリー次長、モンゴル知的財産権庁のナムジ長官とそれぞれ会談を行った。

申局長は、国家知識産権局とモンゴル知的財産権庁、ロシア連邦特許庁は長期にわたり良好な協力関係を築いてきたと指摘した上、知的財産権シンポジウム開催で3国の協力関係が一層推進され、北東アジアの知的財産権発展にとって重要な意義があるとの認識を示した。

キリー次長は両国が知的財産権分野で取得した成果を評価し、協力関係を一層深めていきたいと表明。一方、ナムジ長官は会談において、最も重要なパートナーである国家知識産権局との交流、協力をさらに強化し、共同発展を実現したいと語った。

(出典：国家知識産権網 2015年8月28日)

★★★4. 国家知識産権局とオーストラリア知的財産庁、協力覚書を更新★★★

8月27日、国家知識産権局の申長雨局長は北京で、IPオーストラリア（オーストラリア知的財産庁）のケリー長官一行らと会談した。双方は、知的財産権分野のマクロ政策と両庁関係のさらなる推進について踏み込んだ意見交換を行い、2013年に締結した「知的財産権協力了解覚書」を更新した。

申長雨局長は、双方がハイレベル相互訪問、知的財産権法制度、特許審査、データ交換などの分野で展開してきた協力事業を高く評価し、協力覚書更新で両庁の協力関係がさらに高いレベルに達するだろうと話した。ケリー長官は、二国間と多国間レベルの知的財産権協力を深め、中国側とともに双方の協力・交流を一層強化していきたいと表明した。

更新された覚書によると、双方は、特許出願検索・審査、品質管理、職員研修、普及啓発、知的財産権出版物交換などで実務協力を推進することで合意した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年8月28日)

★★★5. 国家知識産権局・申長雨局長とWIPO事務局長が会談★★★

9月8日、中国国家知識産権局の申長雨局長と世界知的所有権機関（WIPO）のフランシス・ガリ事務局長は北京で会談を行い、協力関係のさらなる推進と共に関心を寄せる課題について意見を交わした。

申長雨局長は会談で、北京で昨年設立されたWIPO中国事務所がますます重要な役割を果たすようになり、双方の協力関係を一層推進したと語った。また、中国の知的財産権「十三五計画」の作成作業、今年の特許出願・登録状況、専利法改正、知的財産権運営システム整備、五大特許庁協力の最新成果を紹介した。ガリ事務局長は中国の知的財産権分野で取得した実績を高く称賛し、中国側との協力分野を一層拡大したいと表明した。

双方はまた、「特許協力条約」(PCT)、特許文献データ交換など分野の協力事業について意見を交わした。会談後、双方は「中国国家知識産権局と世界知的所有権機関の自主寄付に関する了解覚書」に署名した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年9月9日)

★★★6. 国務院、「ビッグデータ発展促進行動要綱」を公表★★★

国務院はこのほど、「ビッグデータ発展促進に関する行動要綱」(以下、「要綱」)を公表し、クラウドコンピューティングやモバイルインターネット、IoT(モノのインターネット)等の次世代IT技術とビッグデータの融合・発展を推進すると明らかにした。

「要綱」は、ビッグデータの工業、新興産業、農業・農村などの業界分野での応用を進展させ、ビッグデータの発展と科学研究・イノベーションの有機的な融合を推進するとしている。また、基礎研究と核心技術の難題の解決に取り組み、ビッグデータ製品体系を形成し、ビッグデータの産業チェーンを改善するよう求めた。

「要綱」はまた、▽ビッグデータの発展と応用の全体計画・協調メカニズムの確立▽データの開放、保護などに関する法制度の整備加速▽市場発展メカニズムの改善と、政府・企業・社会機関間協力の奨励▽関連国際標準制定への積極的参与▽財政金融支援の強化▽専門的な人材の育成▽国際協力メカニズムの構築・改善——の7つを重点として進めることを明確化している。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年9月7日)

★★★7. 何志敏 SIPO 副局長、シェルグループ副社長と会談★★★

9月10日、国家知識産権局(SIPO)何志敏副局長は北京で、シェルグループ取締役副社長デビッド・クレスライン一行らと会談した。

何副局長は、「シェルグループは知的財産権の管理、運用で豊富な経験を持っている。シェルグループとの交流を通じて国内外ユーザーの需要への理解を深め、企業の知的財産権創造・運用・保護・管理水準の向上に寄与したい」と話した。クレスライン氏は、中国が知的財産権分野で遂げた成果を評価し、SIPOとの交流、協力を一層強化したいと表明した。

双方はまた、中国の知的財産権制度、知的財産権活動の最新状況、知的財産権行政保護、職務発明条例草案、専利審査協力センター建設などについて意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2015年9月16日)

★★★8. 申長雨 SIPO 局長、夏季ダボス知的財産権フォーラムで演説★★★

9月10日、大連国際会議センターで開催された世界経済フォーラムのニューチャンピオンズ年次総会2015(第9回夏季ダボス会議)の知的財産権フォーラムに、国家知識産権局(SIPO)申長雨局長が出席し、基調演説を行った。

申局長は、情報時代の到来が知的財産権の発展に新たな活力を注入し、多くのビジネスチャンスをもたらしたと同時に、新しい課題も浮上していると指摘した。また、新しい技術手段が知的財産権の出願、審査、情報サービスなどの業務効率を大幅に向上させたが、インターネット上の知的財産権保護を強化し、その健全な発展を促す必要があるとの認識を申局長が示した。

申局長は演説後、インターネット時代の知的財産権保護、知的財産権へのビッグデータ技術の影響、知的財産権によるイノベーション促進、知的財産権「十三五計画」などに関する質問に答えた。

(出典：国家知識産権網 2015年9月11日)

★★★9. 林業「十三五計画」、知的財産権管理水準向上に重点を★★★

国家林業局は、「国家知的財産権戦略実施推進の行動計画（2014～2020）」の要求に従い、作成中の林業発展に関する第13次5カ年（2016—2020年）計画（十三五計画）において、知的財産権管理・サービスの水準向上に重点を置く方針である。9月6日、国家林業局関係者が明らかにした。

国家林業局の「十三五計画」研究方案は、林業知的財産権管理体制・メカニズムを改善し、林業に関わる重大な科学技術プロジェクトの知的財産権登録制度を確立し、企業や大学、研究機関の知的財産権管理能力の向上を促すことを求めている。具体的な施策として、知的財産権管理活動の強化、改善に関する政策を打ち出し、重点産業とコア技術に関する知的財産権分析、早期警報の研究を実施し、関連の知的財産権リスク対応・早期警報メカニズムを整備するなどとしている。

（出典：国家知識産権網 2015年9月11日）

○ 地方政府の動き

★★★1. 四川省知識産権局、零細企業イノベーション促進「7施策」を発表★★★

四川省知識産権局は、省政府「大衆創業万衆創新（大衆の起業、万人のイノベーション）の全面推進に関する意見」と国家知識産権局「知的財産権による零細企業発展支援に関する若干意見」を徹底するために、「零細企業と大衆創業万衆創新を知的財産権で支援する7つの施策」を発表した。

発明創造を奨励し、イノベーションとその成果の転化を促し、零細企業の創造力を引き出すことが狙いであるこの「7つの施策」に、▽零細企業と創業者による特許出願手続きの簡素化、▽特許技術の実施転化の奨励、▽知的財産権担保融資の推進、▽知的財産権保護の強化、▽イノベーション拠点整備への支援、▽知的財産権サービス業の発展支援、▽知的財産権人材の育成——に関する奨励策が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2015年9月2日）

★★★2. 湖北工商局、自動車市場特別取締行動の活動プランを発表★★★

8月25日、湖北省工商局は湖北省の自動車市場特別取締行動の活動プランを発表した。自動車市場の秩序を規範化し、消費者の合法的權益を保護し、湖北省の自動車産業の健全な発展を促す特別取締行動を8月から12月にかけて省全体で実施する。

活動プランによると、湖北省は特別取締行動において、「製品品質法」と「消費者權益保護法」、「商標法」、「広告法」、「反不正競争法」、「湖北省契約監督条例」などの法律法規に基づき、注目されている問題を中心に、自動車の取次販売店、中古車販売店、修理工場による▽消費者權益侵害、▽虚偽・誤解的な宣伝、▽商業賄賂行為、▽登録商標専有権侵害、▽契約標準条項違法——といった5つの違反行為を重点的に取り締まる。

（出典：工商総局公式サイト 2015年8月27日）

★★★3. 北京市と世界知的所有権機関、知的財産権協力覚書を締結★★★

9月8日、北京市の王安順市長と世界知的所有権機関（WIPO）のフランス・ガリ事務局長は北京で、「中華人民共和国政府と世界知的所有権機関の知的財産権協力強化に関する了解覚書」に署名した。北京市とWIPOの協力関係が新たな1ページを開いている。

覚書締結に先立ち、王市長とガリ事務局長は会談を行った。王市長は、全国の科学技術イノベーション中心地になることを目指す北京市にとって、イノベーション支援策の徹底や技術成果移転の市場化、知的財産権保護の強化が特に重要であるとの認識を示し、WIPOとの交流・協力を一段と強化したいと語った。ガリ事務局長は、北京市のダイナミックな経済成長を賞賛し、北京市をはじめ、中国との知的財産権協力を引き続き深めることを望むと表明した。

（出典：中国知識産権資訊網 2015年9月10日）

★★★4. 広西知的財産権取引センター、正式運用開始★★★

このほど、広西知的財産権取引センターは広西チワン族自治区人民政府の認可を受け、正式運用を開始した。広西科技厅と広西知識産権局が共同で設立し、広西知的財産権発展研究センターと広西北部湾財産権取引所が運営を担当する。広西の知的財産権移転を促進して、知識と科学技術資源の活用、新興産業の育成、技術系企業向け投融資市場の発展、広西の経済国際化を後押しすることを趣旨とする。

同センターは知的財産権の取引、展示・プロモーション、政策コンサルティング、代行、評価、開発協力、権利保護支援などのサービスを提供する。また、中国技術財産権取引所、広西農業科学院、広西大学科技処、広西知的財産権発展研究院を含む同業他社、研究機構と協力協定を締結している。
(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 8 日)

★★★5. 天津市知識産権局、電子商取引分野の知財保護「品質月間」を実施★★★

国家質検総局と国家知識産権局を含む国の 39 部門が出した「2015 年全国品質月間活動実施に関する通達」を徹底するために、天津市知識産権局は、9 月から 10 月にかけて「2015 年電子商取引分野知的財産権保護強化品質月間」を実施することを決定した。

市知識産権局は、今年の品質月間において、知的財産権保護・法執行に関する「護衛」特別行動と電子商取引分野の専利（特許、実用新案、意匠）法執行に関する「イナズマ」特別行動を重点的に推進し、電子商取引分野の知的財産権保護を強化し、電子商取引市場のさらなる規範化を図り、電子商取引産業の健全な発展を促進するとしている。各知的財産権管理部門は、食品や薬品、医療機器、環境保護、電子情報などを重点分野に、法執行検査活動を実施するとともに、電子商取引に関わる専利詐称行為、専利権侵害紛争の処理を強化する。また、企業の専利権紛争への対応力向上を目指し、企業や業界協会による知的財産権保護活動の展開を奨励する。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 8 日)

★★★6. 特許情報伝播利用プロジェクトの中期検討会議が北京で開催★★★

2015 年度の特許情報伝播・利用プロジェクトに関する中期検討会議はこのほど、北京市知的財産権情報センターで開催された。国家知識産権局関係部門の責任者と北京知識産権局の李鐘副局長が出席し、演説を行った。

情報センター責任者が「特許情報伝播利用（北京）拠点の活動体制整備と能力育成」、「特許情報人材実践」といった 2 つのプロジェクトの進捗状況を報告し、これまで取得した成果と今後の活動計画を説明した。

会議で北京拠点の活動が高く評価された。参加者は、サービス能力をさらに高め、人材面の優位性を生かして牽引役を担うよう北京拠点への期待感を示すとともに、プロジェクトに存在する問題点について対策を提案した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 16 日)

★★★7. 江蘇省の徐南平副省長と SIPO 何志敏副局長が会談★★★

江蘇省の徐南平副省長と国家知識産権局（SIPO）何志敏副局長はこのほど南京市で会談し、江蘇省の知的財産権活動と、特許審査協力江蘇センターの発展などについて踏み込んだ意見交換を行った。

何副局長は、特許審査協力江蘇センターの発展を江蘇省関連部門が長期にわたって支えてきたことに感謝し、急成長段階に突入した江蘇センターは、審査とサービス能力を絶えず高め、地方経済のモデル転換、グレードアップを支援する方針であると語った。

徐副省長は、蘇州市に設置された江蘇センターは江蘇省の知的財産権サービス業と人材の集約を促しているとの認識を示し、今後は引き続き江蘇センターの発展を支援すると表明。さらに、地方のイノベーション駆動戦略の実施推進において同センターがより大きな役割を果たすよう望むと話した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 15 日)

★★★8. 広東省知識産権局、大学の知的財産権管理活動を促進★★★

大学の知的財産権活動能力の向上を狙い、広東省知識産権局はこのほど、中山大学、華南理工大学、華南農業大学を含む大学 10 校の関係者を招いた「大学知的財産権管理シンポジウム」を開催した。参加者らはそれぞれの知的財産権管理の実態や手段、成果移転で直面する課題について説明を行った。

広東省知識産権局は近年、大学や企業、研究機関の知的財産権活動の促進に注力してきた。各大学は知的財産権に関する制度整備、人材育成、管理に取り組み、成果を上げている。昨年、広東省の大学による専利（特許、実用新案、意匠）出願が 9432 件に達した。出願件数が最も多い華南理工大学は 2312 件を出願した。

一方、昨年の大学による出願件数は僅か省全体出願件数の 3.39%、全国の大学による出願件数の 5.13%をそれぞれ占める。年間出願件数が 100 件を超えるのは 9 校だけ。一部の大学では知的財産権の管理・移転部門を設置していない。知的財産権の創造と成果移転の面での能力向上が急務であると指摘されている。

（出典：国家知識産権戦略網 2015 年 9 月 11 日）

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海知識産権法院、各種類事件 652 件受理、1～6 月★★★

今年 1～6 月、上海知識産権法院は各種類の知的財産権事件 652 件を受理した。内訳は知的財産権民事第一審事件が 426 件、民事第二審事件が 218 件、行政事件が 1 件、その他が 7 件となっている。

上海知識産権法院は、二つの裁判法廷で知的財産権第一審事件、第二審事件、行政事件の審理を分担している。上半期に受理した知的財産権第一審事件は、専利（特許、実用新案、意匠）権とコンピューターソフトウェア著作権に関するものが全体の 91.31%を占める。平均審理日数は 47.85 日で、99.6%の事件は期限内に結審された。

（出典：国家知識産権網 2015 年 8 月 26 日）

★★★2. 北京上海広州の知識産権法院、知的財産権事件 4160 件結審★★★

9 月 9 日午前、最高人民法院（最高裁）が記者会見を開き、知識産権法院の設立・運用状況を説明した。北京、上海、広州の知識産権法院は 8 月 20 日までに、合わせて各種類知的財産権事件 1 万 795 件を受理し、4160 件を結審したことがわかった。

最高裁民事第三法廷の王闖・副法廷長は会見において、知識産権法院の設立は、中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議の決定した全体的計画と中央司法体制改革を徹底するための重要な施策で、中国知的財産権分野の一里塚となる出来事であると指摘した。

会見で発表されたデータによると、北京知識産権法院は 6595 件、上海知識産権法院は 1052 件、広州知識産権法院は 3148 件をそれぞれ受理した。また、既済件数では北京が 2348 件、上海が 409 件、広州が 1403 件となっている。北京と広州の知識産権法院の裁判官 1 人あたりの既済件数は 100 件を超えた。

（出典：中国知識産権资讯网 2015 年 9 月 10 日）

★★★3. 専利復審委員会と北京高裁、行政訴訟事件シンポジウムを開催★★★

このほど、国家知識産権局・専利復審委員会（審判部）と北京市高級人民法院（高裁）は北京で、専利（特許、実用新案、意匠）行政訴訟事件に関するシンポジウムを開催し、進歩性判断、機能的クレームの解釈などについて議論を交わした。専利復審委員会の葛樹・常務副主任と北京市高級人民法院・民事第三法廷の楊柏勇法廷長が出席した。

葛副主任は、進歩性判断に関して国家知識産権局が実施した研修や、審査官に対する要求を紹介した。機能的クレーム解釈について、行政審査と司法審査の規定、実務上の相違点により権利保護範囲

には不確実性があると指摘し、意思疎通、交流をさらに強化しなければならないとの認識を示した。楊柏勇法廷長は、具体的な事例について議論し、業務交流を行うことは、法律の適用標準に対する双方の理解を深めることができると強調した。

双方はまた、意思疎通・交流メカニズムを構築し、不定期的に業務交流を行うことで合意した。
(出典：国家知識産権網 2015年9月11日)

★★★4. 北京知識産権法院、受理件数の7割超が行政事件★★★

9月9日、北京知識産権法院の宿遅院長は、最高人民法院が開いた記者会見に出席し、北京知識産権法院の活動状況を説明した。

北京知識産権法院は現在、法廷長4名を含む裁判官22名を抱えている。昨年11月6日に設立してから今年8月20日までの約9ヶ月間で、一審5622件、二審973件、合わせて各種知的財産権事件6595件を受理した。内訳をみると、一審事件は著作権紛争が124件、商標権紛争が4157件、専利権（特許、実用新案、意匠）紛争が1263件、技術契約・不正競争関連紛争などが78件、二審事件は著作権紛争が763件、商標権紛争が70件、専利権紛争が13件、技術契約・不正競争関連紛争などが127件となっている。

宿院長によると、北京知識産権法院が受理した事件に、一審事件が全体の86%、行政事件が全体の75.3%、外国・香港・マカオ・台湾関連事件が全体の39.4%、複雑な技術に関わった事件が一審事件の25%をそれぞれ占め、一般の中等裁判所より比率が高かった特徴が見られている。

既済件数では、一審事件1590件、二審事件758件を含む2348件が結審された。
(出典：最高人民法院公式サイト 2015年9月10日)

★★★5. 上海知識産権法院、知的財産権事件1052件受理★★★

9月9日に最高裁が開いた記者会見で、上海知識産権法院の呉偕林院長は同裁判所の活動状況を紹介した。

上海知識産権法院は昨年12月28日に設立され、今年1月1日より正式運用を開始した。これまでの8ヶ月間で、各種知的財産権事件1052件を受理した。内訳は知的財産権行政事件が1件、訴訟前権利侵害中止申請が1件、訴訟前保全が12件、民事第一審事件が598件、民事第二審事件が440件。分野別に見れば、専利（特許、実用新案、意匠）権関連が320件、著作権関連が571件（コンピューターソフトウェア関連276件を含む）、商標権関連が71件（中国馳名商標認定関連14件を含む）、不正競争が34件（ノウハウ関連6件を含む）、技術契約・開発委託契約・許諾契約関連が54件となっている。

呉院長によると、上海知識産権法院は院長、法廷長が重大事件の審理を担当する制度の整備を進めている。院長、法廷長が担当した事件は全体の21.2%を占めるといふ。

(出典：最高人民法院公式サイト 2015年9月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 武漢市、違法経営者信用喪失「ブラックリスト」を公表★★★

武漢市文明弁公室と市工商局はこのほど、違法経営者信用喪失「ブラックリスト」を共同で発表した。企業27社と個人事業主35人を含む62の経営者が、商標権侵害や商品品質問題で載せられた。

武漢市の各工商機関は今年、イノベーション型都市建設を支援するために、重点分野における模倣品製造販売、知的財産権侵害行為の摘発を強化してきた。信用喪失でブラックリストに載せられた62社に、品質法違反28社、登録商標専用権侵害33社、商標法違反1社が含まれた。市工商局は知的財産権侵害の信用喪失企業、個人事業主に対し、法に則って処罰する上、重点的な監視管理を実施することとしている。

(出典：工商総局公式サイト 2015年9月2日)

★★★2. 北京版權局、クラウドストレージ著作権侵害摘発の特別行動実施★★★

8月28日、北京市版權局は「クラウドストレージ著作権侵害取締特別行動」を始動した。百度雲盤、360雲盤、優酷、搜狐、樂視、騰訊、愛奇芸などの事業者からの代表が始動式に出席し、クラウドストレージに関わる著作権侵害の現状と課題、対策について議論を交わした。

中国のクラウドストレージユーザー数は2015年末に4億5000万人に達し、モバイル端末からアクセスするアクティブユーザー数は7396万5000人に達する見通し。「ユーザー数の拡大に伴い、クラウドストレージを利用して海賊版を伝播する違法者も増えている」と、北京市版權局・版權管理处の盧志鵬処長が指摘している。盧処長によると、この半年間、クラウドストレージサービスにより提供されたリンクの約2割が著作権を侵害したもので、監視管理の強化が急務となっている。

盧処長は、管理部門としてクラウドストレージによる著作権侵害への監視管理を引き続き強化する方針であると説明した上、関連企業に対し、必要な技術手段を駆使して著作権侵害の防止に取り組むよう呼びかけた。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年8月31日)

★★★3. 北京市、重点市場で権利侵害模倣品の集中検査を実施★★★

8月26日、北京市の知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループの王洪存主任と市工商局、市知識産権局、朝陽区政府、東城区政府の責任者からなる検査チームは、小売市場の「秀水市場」と「紅橋市場」に対する集中検査を実施した。

検査チームのメンバーがそれぞれの職責に基づいて、カバン・バッグ、衣類、ジュエリーなどの商品を検査した結果、知的財産権侵害商品や模倣品は見つからなかった。市場管理者の管理強化と経営者の知的財産権意識の向上がうかがえる。

王主任は検査において、知的財産権侵害・模倣品製造販売を摘発し、市場の健全な発展を促すには、法執行部門間の連携と市場主体の自律、啓発普及を強化しなければならないと指摘した。

(出典：中国打擊侵權工作網 2015年8月31日)

★★★4. 9月に全国品質月間、権利侵害模倣品に摘発の重点を★★★

国家質量監督檢驗檢疫総局（質検総局）と国家知識産権局、国家工商行政管理総局、国家新聞出版広電総局を含む39の部門、業界協会が9月に共催する全国品質月間は、知的財産権侵害・模倣品製造販売の摘発に活動重点が置かれる。8月26日、質検総局関係者が明らかにした。

全国品質月間において、国家質検総局は消費財や自動車などに関する模倣品摘発の特別行動を実施する予定。また、食品や薬品、医療機器、環境保護、情報技術などを重点分野に、電子商取引、展示会、輸出入、自貿区を主要対象に、検査、取締を集中的に実施する。このほか、権利者による権利保護活動を支援し、重点地域における法執行の監視、検査を強化し、知的財産権侵害行為を取り締まる「護衛」、「イナズマ」特別行動を推進することとしている。

(出典：国家知識産権網 2015年8月28日)

★★★5. 「正規版本物」承諾推進計画研修クラスが江蘇揚州市で開催★★★

9月9～10日、江蘇省「正規版・本物」承諾推進計画プロジェクトに関する研修クラスと、国家知的財産権保護規範化市場育成活動シンポジウムが江蘇揚州市で開催された。

研修クラスの開講式で省科技厅の責任者が「正規版・本物」承諾推進計画プロジェクトの由来、実績、今後の活動方針を紹介した。省知識産権局の代表が流通分野の知的財産権管理、保護を説明し、「正規版・本物」承諾推進計画プロジェクトの活動内容を明らかにした。

シンポジウムにおいて、国家知的財産権保護規範化市場育成プロジェクトの関係者が活動の進捗状況、経験を紹介した。江蘇省各地方の知識産権局と、「正規版・本物」承諾推進計画プロジェクト、知的財産権保護規範化市場育成プロジェクトの担当部門からの代表およそ 100 名が参会した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 14 日)

○ 統計関連

★★★1. 意匠権評価請求書件数が 1 万件超、急増続く＝国家知識産権局★★★

国家知識産権局専利局・外観設計審査部によると、中国の意匠権評価書請求件数は累計で 1 万件を超え、請求件数が急増する趨勢が続いていることがわかった。

中国は専利法第 3 回改正で意匠権評価書制度を導入した。統計によると、国家知識産権局が 2010 年 7 月に評価書請求を受理して以来、請求件数は年々増加の傾向にある。2010 年の請求件数はわずか 33 件であったが、翌年の 2011 年は 390 件に達し、2014 年は 4052 件と大幅に増えた。2015 年は 8 月 15 日までの請求件数が 3311 件に達し、前年同期より 53%増加した。

外観設計審査部関係者によると、評価書が請求される製品は主に家具や家庭用品、照明、包装、通信、輸送機器である。訴訟、電子商取引権利保護、税関登録などの分野で意匠権評価書がますます重要な役割を果たすようになっている。

(出典：中国知識産権资讯网 2015 年 8 月 28 日)

○ その他知財関連

★★★1. 国家版權局と英国知的財産庁、著作権保護シンポジウムを共催★★★

8 月 31 日、国家知識産権局と英国知的財産庁は北京で、「中英著作権シンポジウム」を共催した。両国の著作権当局、裁判所、著作権集団管理組織からの代表が一堂に会し、「デジタル環境下の著作権法執行と司法保護」、「デジタル環境下の著作権集団管理」などのテーマを巡って議論を行った。

英国知的財産庁の責任者が、立法、法執行、海賊版処罰、著作権意識啓発普及の面から英国の著作権保護システムを説明した。北京知的財産権裁判所、中国文字著作権協会、中国音像著作権集団管理協会の責任者がそれぞれ、中国の著作権法執行と司法保護制度、文字作品と音楽作品の著作権集団管理、著作権国際交流などを紹介した。

国家知識産権局・版權管理司の責任者によると、中国と英国はここ数年、著作権分野で全方位的な交流、協力を展開している。今回のシンポジウムは、両国の著作権保護分野における新しい成果をアピールする場となった。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 2 日)

★★★2. 中国－カナダ、中国－シンガポール、PPH 施行期間を延長★★★

中国とカナダ、中国とシンガポールは、2013 年 9 月 1 日より特許審査ハイウェイ (PPH) の試行プログラムを 2 年間の期限で実施してきたが、両プログラムはいずれも、2015 年 8 月 31 日に期間満了を迎える。

このほど、国家知識産権局は、カナダ知的財産庁 (CIPO) と協議した結果、両国の PPH 試行期間が 3 年間延長することになったと発表した。新たな施行期間は、2015 年 9 月 1 日から 2018 年 8 月 31 日までの 3 年間である。

また、国家知識産権局とシンガポール知財庁 (IPOS) が共同発表した「特許審査ハイウェイ試行プログラム延長に関する意向声明」によると、両庁間の PPH 試行プログラムは 2015 年 9 月 1 日より 2 年間延長されることになった。

また、両プログラムの延長施行においては、PPH 申請時の手続きと必要な提出書類には変更がなかったという。

(出典：国家知識産権網 2015 年 8 月 28 日)

★★★3. 新疆ウルムチ市で「2015年度マドリッド制度プロモーション」開催★★★

8月27日、「2015年度マドリッド商標国際登録制度プロモーション」が新疆ウイグル自治区・ウルムチ市で開催された。国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長、世界知的所有権機関（WIPO）の王彬穎事務次長、新疆ウイグル自治区政府責任者が開幕式に出席し、それぞれ演説を行った。

現地企業からの代表200余名がプロモーション活動に参加した。世界知的所有権機関と国家工商行政管理総局・商標局の専門家が、マドリッド制度について詳細に説明した。

劉副局長は、世界知的所有権機関と共同してマドリッド制度の普及を推進することは、双方協力の重要な一環であると指摘し、プロモーション活動を通じて、より多くの国内企業が商標国際登録を重視し、国際登録制度を活用して自らの合法的権益を守るようになることを望むと語った。

（出典：工商総局公式サイト 2015年9月6日）

★★★4. 成都税関、JETRO と知的財産権交流会を共催★★★

このほど、四川省成都税関と日本貿易振興機構（JETRO）が成都税関で知的財産権交流会を共催した。日本貿易振興機構とホンダ、トヨタ、マツダなどの自動車メーカー、部品メーカーの代表が出席し、企業の知的財産権保護の状況、商品の真贋鑑定、典型的事例などについて、税関関係者や中国企業代表と交流を行った。双方はまた、法執行の難題や協力関係のさらなる強化について討議を交わした。

成都税関の各業務部門関係者と企業代表50数名が参会した。シンポジウムの後、企業代表らが成都税関現場業務処の監視管理業務用コンテナヤードとサンプル室を見学した。

（出典：中国打撃侵権工作網 2015年8月28日）

★★★5. 中国、米国、カナダが多国間意匠データベース「DesignView」に参加★★★

9月14日、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）主導の多国間意匠データベース「DesignView」に中国が正式に参加した。これにより、国内外のユーザーは「DesignView」で中国の意匠データを検索できるようになる。国内意匠情報のさらなる普及、活用を後押しするものとみられる。

2012年11月19日、OHIM主導で「DesignView」というウェブサイトが開設された。現在の参加国・地域は35国で、合計860万件以上の意匠情報が収録されている。今回は中国の外、同データベースにカナダと米国も新たに参加した。

（出典：国家知識産権網 2015年9月16日）

★★★6. 中国特許情報年会開催、申長雨局長が開幕式で演説★★★

9月15日、「専利運用の新業態で経済発展の新常態を支える」をテーマとした2015年中国特許情報年会在北京で開幕した。国家知識産権局（SIPO）申長雨局長が開幕式で演説した。

申長雨局長は、中国の豊富な特許情報資源を開発、活用するためにSIPOが打ち出した一連の施策を説明したうえで、国の「大衆創業、万衆創新」（大衆の起業、万人のイノベーション）戦略を後押しするために、特許情報サービスへの新しい需要に対応し、インターネットやビッグデータを利用して情報の有効活用、効率アップに注力しなければならないと指摘した。

SIPOの関係部門と各地方知識産権局、専利情報サービス機構、企業、世界知的所有権機関、日本、米国など国家・地域からの代表2500余名が出席した。「インターネット+」時代の特許情報活用、中国の特許司法保護などについて議論する予定である。

（出典：国家知識産権網 2015年9月16日）

★★★7. 2015年知的財産権サービス標準化国際交流会が北京で開催★★★

9月7日、国家知識産権局と国家標準化委員会の指導の下で、中国標準化研究院が主催し、中関村知的財産権促進局と首都知的財産権サービス業協会が運営を担当する「2015年知的財産権サービス標準

化国際交流会」が北京で開催された。国内外からの専門家 10 数名が出席し、米国とドイツの標準化システム、EU サービス標準化、国内知的財産権サービス標準化などのテーマを巡って講演を行った。

国家知識産権局の甘紹寧副局長は開幕の挨拶で、「サービス業の発展促進は経済構造調整を推進するための重要な施策であり、知的財産権制度はイノベーションによる発展駆動戦略の重要な支えである」と指摘し、標準化を進めて市場の監視管理を強化し、知的財産権サービス業の管理規範化を図ることは社会的コンセンサスになっているとの認識を示した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 9 月 9 日)

★★★8. IFRRO アジア太平洋地域委員会年会在北京で開催★★★

国際複製権機構連合（IFRRO）アジア太平洋地域委員会の 2015 年度年会はこのほど北京で開催された。IFRRO 本部とアジア太平洋地域会員の 10 数ヶ国からの代表、中英著作権交流イベントに参加するために中国を訪れた英国知的財産庁代表団が年会に出席した。

国家版權局・版權管理司の于慈珂司長は挨拶の中で、「最大の発展途上国として中国の著作権保護の立場と態度は確固たるものである。IFRRO 年会の中国開催は中国の著作権保護を国際社会が認めている表れ」と話し、国際著作権機構をはじめ各国との交流・協力を引き続き深めていきたいと表明した。

中国文字著作権協会の張洪波幹事長は、記事転載、教科書認定、デジタル著作権許諾、著作権代理、著作権輸出などの分野における中国の取組みとその進捗を紹介した。

(出典：国家版權局公式サイト 2015 年 9 月 7 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行：JETRO 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved